

国民年金ってどんな制度？

「老後のためだけでなく、
「万が一」のためにも」

① 終身保障制度です。

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金です。きちんと保険料を納めていれば、受給開始から生涯にわたって老齢基礎年金を受け取ることができる終身保障制度です。

*老齢基礎年金は、原則として保険料を納めた期間(免除されていた期間を含む)が通算25年以上ある方が、65歳に達したときに支給されます。

② 万が一のときのために…

国民年金には、老齢基礎年金以外に、障害基礎年金、遺族基礎年金があります。

障害基礎年金は、加入している方がけがや病気で重い障害が残ったときに支給されます。

また、遺族基礎年金は、加入している方が一、子ど

もを残して亡くなったときになど、一定の条件の下で支払われるものです。

*障害基礎年金・遺族基礎年金は、国民年金法の定めにより、社会保険庁が審査および決定を行います。加入や保険料納付の状況、障害の程度などによっては、該当しないことがあります。

③ 国民年金保険料の納付は、社会保険庁が直接、管理しています。

平成19年度の国民年金保険料は、月額1万4100円(年額16万9200円)で、納付期限は該当する月の翌月末(例)4月分は5月末日までが納付期限)になっています。

*市役所では国民年金保険料を受け取ることができませんので、社会保険庁が指定した場所へ納付してください。また、各年中に納付された国民年金保険料についての

社会保険料控除証明書も社会保険庁が発行します。

④ 現況届などでの住民票コードの取り扱いについては…

社会保険庁から、住民票コードの通知を求められることがあります。この通知を行わないことで年金の支払いが止まることはありません。これまで通り、現況届を提出すれば大丈夫です。

なお、住民票コードを社会保険庁へ通知したいが、住民票コードがわからない場合は、本人または同じ世帯の方に限り、市役所2階市民課または各支所市民福祉課に来られた方の本人確認証明(官公署が発行する顔写真入りの証明もしくは健康保険証)をお持ちになり、住民票コード入りの住民票を取得していただくことにより、確認することができます。

⑤ 国民年金保険料には、前納割引などの制度があります。

*本人確認証明について、詳しくはお問い合わせください。

前納した月	納付方法	納付額	割引額
12カ月分 (1年分)	月々毎に納付する	169,200円	0円
	5月1日までに、平成19年4月分～平成20年3月分の1年分をまとめて納付する	166,200円	3,000円
6カ月分 (半年分)	月々毎に納付する	84,600円	0円
	5月1日までに、平成19年4月～9月分の半年分をまとめて納付する	83,910円	690円

⑥ 国民年金保険料免除制度があります。

学生や失業などで収入が少なく、どうしても納められない場合は、「全額免除」、「四分の三免除」、「半額免除」、「四分の一免除」、「納付猶予(30歳未満対象)」、「学生納付特例」などの制度がありますので申請してください。
*社会保険庁による所得審査があります。

問合せ先

- ▶川内社会保険事務所
☎0996(22)5276
- ▶本庁市民課住民グループ(内線2544・2545) および各支所市民福祉課